

第3回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事要旨

- 1 日 時 平成27年8月18日(火) 10時00分～12時5分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 山内 康弘(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、太田 勲、開本 浩矢、
藤原 茂之、本間 健二、水越 浩士
(事務局) 戸田副局長兼経営企画部長、盛山大学改革室長、菅澤経営企画部次長兼
総務人事課長、徳岡課長補佐

4 議事等

- (1) 理事長選考規程について
- (2) 理事長任期規程について
- (3) 理事長解任規程について
- (4) その他

【議事等の概要】

(1) 理事長選考規程について

前回継続審議とした主な論点について、前回の議論を踏まえた修正案に基づき改めて審議し、案のとおり合意した。ただし、学内等に説明していく案の考え方については、整理が不十分なため、本日の意見を踏まえて修正を行う。

《規程案の主な論点と合意した案》

【候補者の選出方法について】

以下の推薦順序、推薦区分及び要件により候補者を選出する。

(1) 第1段階

ア 教職員(注1)は、3学部等(注2)以上の所属教員を含む30人以上の連署により、候補者を推薦できる。

イ 教育研究審議会委員(選考会議委員を除く。)は、5人以上(うち3人以上は学部長等(注3))の連署により、候補者を推薦できる。

(2) 第2段階

経営審議会委員(注4)は、3人以上の連署により、(1)以外の候補者を推薦できる。

(3) 第3段階

選考会議委員は、(1)・(2)で推薦のあった者以外に候補者を追加することが適当と選考会議で判断した場合には、候補者を推薦することができる。

(注1) 常勤役員、正規教員及び部長級以上の職員に限り、選考会議委員を除く。

(注2) 学部等の範囲は、学部、研究科及び附置研究所とする。

(注3) 学部、研究科及び附置研究所の長をいう。

(注4) 外部理事及び外部有識者に限り、選考会議委員を除く。

※ 各教職員又は委員による推薦(署名)は、複数の推薦区分に該当する場合で

あっても、いずれか一の区分でのみ行うことが可能で、かつ、教職員又は委員1人につき候補者1人に限る。

※前回案（叩き台）からの修正内容

- ・各推薦区分の対象者の範囲を明確化。
- ・教育研究審議会委員の必要連署数を3人以上から5人以上（うち3人以上は学部長等）に見直し。
- ・選考会議委員による推薦は、候補者を追加することが適当と選考会議で判断した場合に限定。

【教員の意向投票の採否について】

意向投票は実施しない。

※前回案（叩き台）から変更なし

《主な意見等》

（候補者の選出方法）

- 選考会議委員の推薦は、選考会議が候補者を追加することが「適当」と判断した場合とあるが、前回は「必要」と判断した場合という議論だったがどうか。
- 「必要」という判断は、挙がっている候補者ではダメだと判断しているように見える。選考の幅を広げるために候補者を加えるという意味なら、「適当」の方がよい。
- 教職員推薦・教育研究審議会委員推薦と経営審議会委員推薦は、2段階にしなくても並列でもいいのではないか。
- まずは大学に勤務する者が、自律的に自分たちの責任として代表者を選出する。その上で、外部の目から見て他に適任と考えられる候補者があれば、追加できるという2段階の考え方。
- 教職員の推薦でも、理事長としてマネジメントも優れている者を選ぶのは当然だが、実際にはマネジメント部分まで考慮が及ばないという可能性も十分あるので、経営審議会委員には、そういう視点で見ていただくという仕切りでよい。
- 理事長兼学長は、本来は全学から推薦されることが望ましいが、少なくとも3学部等以上の幅広い立場の教員から推薦されることが望ましい。教職員推薦の要件の考え方については、そういう表現に修正願いたい。
- 考え方の中で「最終的な選考は選考会議が主体的に行う」とあるが、制度上は選考会議が全ての権限を持っているので、「主体的に」という曖昧な表現は避けるべき。

（意向投票の採否について）

- 意向投票を行わない考え方の中で、国立大学での裁判のことを記載する必要があるのか。
- 意向投票と異なる選考結果に対し、教員側が裁判に持ち込んだものの認められず、結果として学内に混乱をもたらしているということをデメリットで挙げようとしたもの。そういう趣旨が伝わる表現にする必要がある。
- 意向投票は、裁判にならなくても、投票結果がずっと尾を引く。

- 理由の一つに本学の特性を加えてはどうか。キャンパスが分散しているため、通常の場合、教員同士はほとんど接点がなく、人物が分からない候補者の中から投票せざるを得ないことが想定される。そういう意味で非常に難しい。前回体験しているはずだが、一つのポイント。
- 確かに、キャンパスが一箇所にまとまっている大学に比べて、余程特色のある活動をしている教員以外は、他学部等からは人となりや教育研究実績が分かりにくいという本学の特殊事情に鑑みると、意向投票には馴染みにくい環境にある。
- 考え方については、以上のような修正を願いたい。

(2) 理事長任期規程について

前回継続審議とした主な論点について改めて審議を行い、案について合意した。ただし、学内等に説明していく案の考え方については、整理が不十分なため、本日の意見を踏まえて修正を行う。

《規程案の主な論点と合意した案》

【初任及び再任の任期について】

- (1) 当初の任期は4年とする。
 - (2) 再任時の任期は2年とし、1回限りとする。
- ※前回案（叩き台＝3案併記）から1案に絞込み

【任期途中で理事長が欠けた場合の後任理事長の任期について】

- 残任期間とはせず、通常任期とする。
- ※前回案（叩き台）から変更なし

《主な意見等》

（初任及び再任の任期について）

- 3年あれば十分に方向性を出して仕事ができるし、良い人を選ぶ前提ではあってもリスクはゼロではないので、「3年＋3年」で再評価してはどうか。また「4年＋2年」だと、再任候補者の任期が新任候補者の任期と異なるので、選考をどうするかも問題。
- 基本的には6年任せられる人を選んで委ねるという想定の中で、当初は4年とするのがよい。
- 基本が6年という中で中間評価をするのであれば、シンプルに中間の3年＋3年とするのがよい。
- リスクを重視すると3年という選択もあるが、積極的に何かをやっていただくという視点に立って、4年とする方がよいのではないかと。
- 最初の1年間は職務に慣れる期間として必要。本学の特性である分散型キャンパスを全部回って掌握していく必要があることを考えると尚更であり、4年がよい。
- 1年目が初動期間とすると、仮に任期を3年とすれば実働期間が2年しかなく、さすがに短すぎる。企業では5～6年が普通。

- 広域分散型キャンパスの大学のトップとして、全体を掌握し、運用して結果を出さなければいけないとなると、任期は長めに設定しておくべき。
- キャンパスが分散し、専門分野も全く異なる本学の特殊性から、全体を掌握するのに要する期間を考慮すると、3年より4年の方がいい。
- 基本を6年とするか否かは、選考や任期の根幹に関わるので、その点も確認しておきたい。
- 任期は6年という言い方はできないが、基本は6年を託すことを前提に選考を行うことでよい。
- 基本は6年という想定であれば、再任時には候補者の推薦は求めず、選考会議が再任を決めればよいのではないか。
- 理事長の業績評価は難しいため、他の候補者との比較なしに再任の可否を判断するのは困難。
- 選考会議が密室で評価するのではなく、オープンに再選考することが必要。再任が想定される場合でも候補者の推薦手続を経ることで、再任の支持の有無がメッセージとしても見える化される。
- 理事長に緊張感を持ってやってもらう意味でも、オープンな再選考が必要。
- 整理すると、任期は4年+2年で、4年の時点で一度オープンな議論をするために候補者の推薦手続を行って、再任の可否を含めて選考を行うという案。

(任期途中で理事長が欠けた場合の後任理事長の任期について)

- 理事長が任期途中で替わる場合、当該理事長が任命した理事や副学長も一緒に替わらないとおかしいのではないか。
- 制度上、前理事長が任命した理事及び副学長の任期は、所定の任期の満了まで継続することとなる（理事及び副学長の任命時には理事長の任期を超えられないが、理事長の途中退任に伴い理事及び副学長の任期も終了するわけではない。）。
- 運用上は、理事及び副学長に辞任を要請することで対応する方法があるが、強制はできない。
- 新たな理事長は、自分を補佐する理事及び副学長を新たに任命して、自らの任期をスタートできるようにすべき。
- 本学の理事及び副学長の任期は2年につき、前理事長の任命した理事及び副学長と業務を執行することとなる可能性があるのは、最長で1年程度。
- 4年の任期のうちの1年は貴重。
- 理事及び副学長の任期に関する規定を改正すれば、対応は可能。ただし、あくまで法人の理事会の判断。

(3) 理事長解任規程について

前回継続審議とした主な論点（解任申出の発議権）について、前回の議論を踏まえた修正案を審議し、異論なく合意した。

《規程案の主な論点と合意した案》

【解任申出の発議権について】

理事長選考会議は、以下のいずれかから請求があった場合に、解任申出の審議を開始するものとする。

- (1) 選考会議委員の1/3以上からの請求
- (2) 経営審議会委員（外部理事及び外部有識者に限り、選考会議委員を除く。）の1/2以上の連署による請求
- (3) 教育研究審議会委員（理事長及び選考会議委員を除く。）の1/2以上の連署による請求

※前回案（叩き台）からの修正内容

- ・監事は発議できる者から除外。
- ・経営審議会委員及び教育研究審議会委員の範囲を明確化するとともに、必要連署数を委員の1/3以上から1/2以上に見直し。

(4) その他

ア 学内パブリックコメント及び学外有識者の意見聴取について

理事長選考規程、理事長任期規程及び理事長解任規程の主な論点について合意が得られたことから、資料等を調整の上、学内外の意見を聴取していくこととした。

具体的には、学内パブリックコメント用資料については、法人本部所属の委員で案を調整した上でその他委員の確認を受けて決定すること、その後に3週間の日程で学内パブリックコメント及び学外有識者の意見聴取を行うことを了解した。

《主な意見等》

- 学内パブリックコメントに際しては、案に対する理解を共有する上でも、ここまでの議論の経過から、この案に落ち着いたということを見てもらうことが必要。パブリックコメントの資料には、ホームページに議事要旨を掲載していることも明記すべき。

イ 次回開催について

今回は、学内外の意見聴取結果がまとまる時期に、改めて日程調整した上で開催することとした。

以上